

防地防第5184号
25.4.9
一部改正 防地防第5091号
30.3.28
一部改正 防地防第8357号
31.4.26
一部改正 防地地第11710号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

航空機騒音自動測定調査の実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、航空機騒音自動測定調査の実施要領について（施本施第716号（CF T）。平成11年10月13日）は、廃止する。

添付書類：別紙

航空機騒音自動測定調査の実施要領

1 趣旨

この要領は、自衛隊等が使用する飛行場等周辺における航空機の離陸、着陸等により生ずる音響の強度、発生回数、発生時刻等を継続的に測定し、航空機騒音対策の基礎資料を得るため、航空機自動騒音測定調査の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 調査方法

次に区分する常時測定調査又は移動測定調査により、飛行場等周辺に自動騒音測定装置を設置して、航空機騒音の強度、発生回数、発生時刻等を測定し、当該測定結果を基にL d e nの平均値等を算出する。

(1) 常時測定調査

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に規定する第一種区域の指定がなされている飛行場等のうち、付表に定める飛行場等の周辺について調査対象とし、長期間継続的に調査する。

(2) 移動測定調査

原則として、常時測定調査を実施していない飛行場等の周辺を調査対象とし、一定期間ごとに測定施設又は測定場所を変更し、計画的に一定期間継続的に調査する。

3 調査計画等

(1) 常時測定調査は、地方協力局地域社会協力総括課長（以下「地域社会協力総括課長」という。）から指示がない限り継続して調査を実施するものとし、各地方防衛局企画部長及び東海防衛支局次長（以下「局担当部長等」という。）は、常時測定調査の実施に当たり、測定数、測定場所、必要経費等について、事前に防音対策課長に協議するものとする。

(2) 局担当部長等は、移動測定調査を実施しようとする場合には、飛行場等周辺の航空機騒音に対する苦情等の状況を踏まえ、調査の対象とする飛行場等の周辺及び測定場所を選定し、調査の必要理由、調査する飛行場等の周辺、測定場所、調査期間、必要経費等の調査計画書を作成の上、事前に地域社会協力総括課長に協議するものとする。

4 設置場所

自動騒音測定装置は、建物等による音響の反射や遮へい又は暗騒音の影響が少なく、航空機騒音の状況を的確に把握できる場所に設置するものとする。

5 調査結果の公表

局担当部長等は、常時測定調査又は移動測定調査を実施したときは、その測定結果について、付紙様式第1及び付紙様式第2により整理し、翌月の15日までに各地方防衛局又は東海防衛支局のホームページに掲載するものとする。ただし、これにより難い事情が生じた場合は、事前に地域社会協力総括課長と協議するものとする。

6 その他

局担当部長等は、常時測定調査の測定場所等の変更、移動測定調査の調査途中での調査計画の変更、測定結果の部外者への提供及びその他調査実施上又は測定結果の取扱い等の細部事項については、事前に地域社会協力総括課長と協議するものとする。

常時測定調査の対象飛行場等

対象飛行場等
千歳飛行場
三沢飛行場
三沢対地射爆撃場
松島飛行場
横田飛行場
入間飛行場
百里飛行場
厚木飛行場
小松飛行場
岐阜飛行場
岩国飛行場
美保飛行場
築城飛行場
新田原飛行場
嘉手納飛行場
普天間飛行場

〇〇周辺の航空機騒音状況

〇〇周辺に設置している自動騒音測定装置による測定結果は、次のとおりです。

上段：L d e nの平均値

下段：1日当たりの平均騒音発生回数

令和〇年度

測定点 No.	測定場所	〇月

～

〇月	年度	年間騒音 発生回数

注：1 測定装置の故障等があった場合には、その概要及び故障等期間を記載すること。

2 当分の間、L d e nの平均値の欄の下段にかっこ書きでW E C P N Lの平均値を記載すること。

〇〇周辺の航空機騒音状況

〇〇周辺に設置している自動騒音測定装置による測定結果は、次のとおりです。

令和〇年〇月

測定点 No.	測定場所	〇日 ()

上段：L d e n の値

下段：騒音発生回数

～

〇日 ()

注： 当分の間、L d e n の値の欄の下段にかっこ書きでW E C P N L の値を記載すること。